





改正案					現行					
労働金庫連合会の対象普通出資等の額					当金が期待損失額を上回る額			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
特定項目に係る 10%基準超過額					負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					負債性資本調達手段					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					期限付劣後債務及び期限付優先出資					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率(A/F)	%	%
特定項目に係る 15%基準超過額					補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					(記載上の注意)					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					2. 「単体自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第 69 条第 1 項第 8 号の単体自己資本比率をいう。					
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)					3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。					
自己資本					4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれか記載すること。					
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)					5. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。					
リスク・アセット等					(以下略)					
信用リスク・アセットの額の合計額										
資産（オン・バランス）項目										
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額										
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によらずとしてリスク・アセットが適用さ										

改正案					現行
	れることになったものの額の うち、無形固定資産（のれん及 びモーゲージ・サービシング・ ライツに係るものを除く。）に 係るものの額				
	うち、調整項目に係る経過措置 により、なお従前の例によ りとしてリスク・アセットが適用さ れることになったものの額の うち、繰延税金資産に係るもの の額				
	うち、調整項目に係る経過措置 により、なお従前の例によ りとしてリスク・アセットが適用さ れることになったものの額の うち、前払年金費用に係るもの の額				
	うち、他の金融機関等の対象資 本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置を用い て算出したリスク・アセットの 額から経過措置を用いずに算 出したリスク・アセット額を控 除した額（△）				
	うち、上記以外に該当するもの の額				
	オフ・バランス項目				
	CVA リスク相当額を 8%で除して得た 額				
	中央清算機関関連エクスポ ージャーに係る信用リスク・アセットの額				
	オペレーショナル・リスク相当額の合計 額を 8%で除して得た額				
	信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第9号

改正案					現行
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)					
自己資本比率					
自己資本比率 (ハ) / (ニ)					
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「単体自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第 69 条第 1 項第 8 号に規定する単体自己資本比率をいう。</p> <p>2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</p> <p>3. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>					

改正案	現行																																																																																																														
別紙様式第9号の2 (第113条第2項関係) (日本工業規格A4) (略)	別紙様式第9号の2 (第113条第2項関係) (日本工業規格A4) (略)																																																																																																														
第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書 ( 年 月 日まで )	第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書 ( 年 月 日まで )																																																																																																														
1.・2. (略)	1.・2. (略)																																																																																																														
3. 連結自己資本比率の状況	3. 連結自己資本比率の状況																																																																																																														
信用リスク・アセット算出手法	信用リスク・アセット算出手法																																																																																																														
(単位：千円)																																																																																																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:30%;">項目</th> <th style="width:20%;">当期末</th> <th style="width:20%;">前期末</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">経過措置による不算入額</th> <th style="text-align: center;">経過措置による不算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">コア資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>  うち、出資金及び資本剰余金の額</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>  うち、利益剰余金の額</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>  うち、外部流出予定額 (△)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>  うち、上記以外に該当するものの額</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>  うち、為替換算調整勘定</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>  うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>コア資本に係る調整後少数株主持分の額</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	項目	当期末	前期末	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	コア資本に係る基礎項目			普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	/	/	うち、出資金及び資本剰余金の額	/	/	うち、利益剰余金の額	/	/	うち、外部流出予定額 (△)	/	/	うち、上記以外に該当するものの額	/	/	コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	/	/	うち、為替換算調整勘定	/	/	うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額	/	/	コア資本に係る調整後少数株主持分の額	/	/	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	/	/	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">項目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:20%;">項目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出資金</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本総額 (A+B) (C)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株</td> <td></td> <td></td> <td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>  負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  資本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td>  期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  利益剰余金</td> <td></td> <td></td> <td>連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  連結子法人等の少数株主持分</td> <td></td> <td></td> <td>  自己優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券の評価差損</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>  非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  処分未済持分</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  自己優先出資</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  自己優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末		千円	千円		千円	千円	出資金			自己資本総額 (A+B) (C)			非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			利益剰余金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			連結子法人等の少数株主持分			自己優先出資申込証拠金			その他有価証券の評価差損	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に			処分未済持分	△	△				自己優先出資	△	△				自己優先出資申込証拠金					
項目		当期末	前期末																																																																																																												
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額																																																																																																													
コア資本に係る基礎項目																																																																																																															
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	/	/																																																																																																													
うち、出資金及び資本剰余金の額	/	/																																																																																																													
うち、利益剰余金の額	/	/																																																																																																													
うち、外部流出予定額 (△)	/	/																																																																																																													
うち、上記以外に該当するものの額	/	/																																																																																																													
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	/	/																																																																																																													
うち、為替換算調整勘定	/	/																																																																																																													
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額	/	/																																																																																																													
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	/	/																																																																																																													
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	/	/																																																																																																													
項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末																																																																																																										
	千円	千円		千円	千円																																																																																																										
出資金			自己資本総額 (A+B) (C)																																																																																																												
非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																																																												
優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																																																												
資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの																																																																																																												
利益剰余金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段																																																																																																												
連結子法人等の少数株主持分			自己優先出資申込証拠金																																																																																																												
その他有価証券の評価差損	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に																																																																																																												
処分未済持分	△	△																																																																																																													
自己優先出資	△	△																																																																																																													
自己優先出資申込証拠金																																																																																																															



改正案					現行					
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					において、適格引当金が期待損失額を上回る額			整額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額							オペレーショナル・リスク相当額調整額			
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額					負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計		
労働金庫連合会の対象普通出資等の額					負債性資本調達手段			(F)		
特定項目に係る 10%基準超過額					期限付劣後債務及び期限付優先出資					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率(A/F)	%	%
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額										
特定項目に係る 15%基準超過額										
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額										
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額										
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額										
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)										
自己資本										
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)										
リスク・アセット等										
信用リスク・アセットの額の合計額										
資産（オン・バランス）項目										
うち、経過措置によりリスク・ア										

(記載上の注意)

1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第10号の連結自己資本比率をいう。
3. 「その他の有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
5. 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

改正案					現行				
<u>セットの額に算入される額の合計額</u>									
<u>うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額</u>									
<u>うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額</u>									
<u>うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額</u>									
<u>うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)</u>									
<u>うち、上記以外に該当するものの額</u>									
<u>オフ・バランス項目</u>									
<u>CVAリスク相当額を8%で除して得た額</u>									
<u>中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額</u>									
<u>オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</u>									

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第9号の2

改正案					現行				
信用リスク・アセット調整額									
オペレーショナル・リスク相当額調整額									
リスク・アセット等の額の合計額 (二)									
連結自己資本比率									
連結自己資本比率 (ハ) / (二)									
<u>(記載上の注意)</u>									
1. 「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第10号に規定する連結自己資本比率をいう。 2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 3. 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。									
<u>第2 連結財務諸表</u>					<u>第2 連結財務諸表</u>				
1. (略)					1. (略)				
2. (      年      月      日現在) 連結貸借対照表					2. (      年      月      日現在) 連結貸借対照表				
(単位：千円)					(単位：千円)				
科 目	金 額	科 目	金 額						
(略)		(略)							
<u>(記載上の注意)</u>					<u>(記載上の注意)</u>				
1. (略)					1. (略)				
(1) ~ (19) (略)					(1) ~ (19) (略)				
<u>(20) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の金額</u>					<u>(新設)</u>				
<u>(21) 用語の定義</u>					<u>(新設)</u>				
「退職給付に係る負債」には、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を負債として計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超える場合には、資産として「退職給付に係る資産」に計上する。									
<u>(22) 以上のほか、労働金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u>					<u>(20) 以上のほか、労働金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u>				

○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行
(以下略)	(以下略)







改正案					現行
	適用されることになったもの の額のうち、無形固定資産(の れん及びモーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを 除く。)に係るものの額				
	うち、調整項目に係る経過措 置により、なお従前の例によ るとしてリスク・アセットが 適用されることになったもの の額のうち、繰延税金資産に 係るものの額				
	うち、調整項目に係る経過措 置により、なお従前の例によ るとしてリスク・アセットが 適用されることになったもの の額のうち、前払年金費用に 係るものの額				
	うち、他の金融機関等の対象 資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置を用 いて算出したリスク・アセッ トの額から経過措置を用いず に算出したリスク・アセット 額を控除した額(△)				
	うち、上記以外に該当するも のの額				
	オフ・バランス項目				
	CVA リスク相当額を 8%で除して得た 額				
	中央清算機関関連エクスポージャー に係る信用リスク・アセットの額				
	オペレーショナル・リスク相当額の合 計額を 8%で除して得た額				
	信用リスク・アセット調整額				
	オペレーショナル・リスク相当額調整 額				

改正案				現行
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
自己資本比率				
自己資本比率 ( (ハ) / (ニ) )				
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「単体自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第 69 条第 1 項第 8 号に規定する単体自己資本比率をいう。</p> <p>2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</p> <p>3. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>				

改正案	現行																																																																																																																							
別紙様式第 10 号の 2 (第 113 条第 2 項関係) (日本工業規格 A 4) (略)	別紙様式第 10 号の 2 (第 113 条第 2 項関係) (日本工業規格 A 4) (略)																																																																																																																							
第 1 (      年    月    日から ) 事業概況書 (      年    月    日まで )	第 1 (      年    月    日から ) 事業概況書 (      年    月    日まで )																																																																																																																							
1.・2. (略)	1.・2. (略)																																																																																																																							
3. 連結自己資本比率の状況	3. 連結自己資本比率の状況																																																																																																																							
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table>	信用リスク・アセット算出手法		<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table>	信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																				
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																								
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																								
(単位：百万円)																																																																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:30%;">項目</th> <th colspan="2" style="width:20%;">当期末</th> <th colspan="2" style="width:20%;">前期末</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">経過措置による不算入額</th> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:10%;">経過措置による不算入額</th> <th style="width:10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">コア資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  うち、出資金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  うち、外部流出予定額 (△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  うち、為替換算調整勘定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コア資本に係る調整後少数株主持分の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	当期末		前期末		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額		コア資本に係る基礎項目					普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額					うち、出資金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、外部流出予定額 (△)					うち、上記以外に該当するものの額					コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等					うち、為替換算調整勘定					うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額					コア資本に係る調整後少数株主持分の額					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:30%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>自己資本総額</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>  非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株</td> <td></td> <td></td> <td>  (A+B)      (C)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>  他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  資本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td>  負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  利益剰余金</td> <td></td> <td></td> <td>  期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  連結子法人等の少数株主持分</td> <td></td> <td></td> <td>  連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券の評価差損</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  処分未済持分</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  自己優先出資</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額	百万円	百万円	非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			(A+B)      (C)			優先出資申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			資本剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			連結子法人等の少数株主持分			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			その他有価証券の評価差損	△	△				処分未済持分	△	△				自己優先出資	△	△			
項目		当期末		前期末																																																																																																																				
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額																																																																																																																					
コア資本に係る基礎項目																																																																																																																								
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額																																																																																																																								
うち、出資金及び資本剰余金の額																																																																																																																								
うち、利益剰余金の額																																																																																																																								
うち、外部流出予定額 (△)																																																																																																																								
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																																								
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等																																																																																																																								
うち、為替換算調整勘定																																																																																																																								
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額																																																																																																																								
コア資本に係る調整後少数株主持分の額																																																																																																																								
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																																			
出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額	百万円	百万円																																																																																																																			
非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			(A+B)      (C)																																																																																																																					
優先出資申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																																																																					
資本剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																																																																					
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの																																																																																																																					
連結子法人等の少数株主持分			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段																																																																																																																					
その他有価証券の評価差損	△	△																																																																																																																						
処分未済持分	△	△																																																																																																																						
自己優先出資	△	△																																																																																																																						

改正案					現行						
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額									非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額											
うち、適格引当金コア資本算入額											
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額									内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額									PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額									基本的項目から控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス		
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額											
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)											
コア資本に係る調整項目											
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額									控除項目不算入額	△	△
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額									控除項目計(D)		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額									自己資本額 (C-D) (E)		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額											
適格引当金不足額									資産（オン・バランス）項目		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額									土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額									オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
									自己優先出資申込証拠金		
									営業権相当額	△	△
									のれん相当額	△	△
									為替換算調整勘定		
									新株予約権		
									企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△
									証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△
									内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△
									基本的項目(A)		
									土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
									一般貸倒引当金		

改正案					現行					
退職給付に係る資産の額					内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			信用リスク・アセット調整額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額								オペレーショナル・リスク相当額調整額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額					負債性資本調達手段					
労働金庫連合会の対象普通出資等の額					期限付劣後債務及び期限付優先出資					
特定項目に係る 10%基準超過額					補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率(A/F)	%	%
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					補完的項目(B)			自己資本比率	%	%
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額								(E/F)	%	%
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額										
特定項目に係る 15%基準超過額										
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額										
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額										
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額										
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)										
自己資本										
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)										
リスク・アセット等										
信用リスク・アセットの額の合計額										
資産（オン・バランス）項目										

(記載上の注意)

1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第 69 条第 1 項第 10 号の連結自己資本比率をいう。
3. 「その他の有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
5. 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)



改正案					現行				
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)								
連結自己資本比率									
連結自己資本比率	(ハ) / (ニ)								
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第 69 条第 1 項第 10 号に規定する連結自己資本比率をいう。</p> <p>2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</p> <p>3. 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>									